

## 令和8年度アドバンス・ケア・プランニング(ACP)推進事業 仕様書

### 1 委託事業名

令和8年度アドバンス・ケア・プランニング(ACP)推進事業

### 2 目的

この仕様書は、委託者三重県(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託する前記1の事業に係る業務(以下「委託業務」という。)について、その内容及び実施方法を定めるものとする。

### 3 履行期間

契約の日から令和9年3月26日(金)

### 4 履行場所

三重県内

### 5 委託業務の内容等

#### (1) 目的

近年の高齢多死社会の進行に伴う在宅や施設における療養や看取りの需要の増大を背景に、県民一人ひとりが最期まで自分らしく尊厳をもって生きられるよう、人生の最終段階において提供される医療やケアおよび、自分が何を大切にして、どのように生きていきたいのかについて、アドバンス・ケア・プランニング(ACP:人生の最終段階の暮らし方と医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス)(以下「ACP」という。)の概念を盛り込み、県民への啓発および医療・介護の現場における人材育成と普及を図ることを目的とする。

(2) 対象者 県民および県内に勤務する医療・介護関係者等を対象とする。

#### (3) 業務の内容

##### ・検討会の実施

##### ア 内容

県民一人ひとりが最期まで自分らしく尊厳をもって生きられるよう、人生の最終段階において提供される医療やケアおよび暮らし方の支援について検討するため「人生の最終段階における暮らし・医療・ケア検討会議(仮称)」(以下「会議」という。)を設置する。

##### イ 協議内容

会議は、前項アの目的を達成するため、次の事項について協議する。

- ① 人生の物語の中にある思い、ピース(piece)を集める支援に関する事。
- ② 人生の最終段階において提供される医療及びケアのあり方に関する事。
- ③ ACPによる意思決定の体制整備に関する事。

- ④ ACPの普及啓発に関すること。
- ⑤ その他、目的を達成するために必要な事項。

ウ 組織

会議の委員は、人生の最終段階における暮らし・医療・ケアに携わる医療関係者・介護関係者、学識経験者、関係団等で構成する。

エ 回数

1回

・研修会の実施

ア 内容

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の理解を深め、それに則り人生の最終段階における医療・ケアに関する意思決定等の際に、本人や家族等への適切な相談に乗ることができる人材を育成するための研修会を開催する。

イ 回数

1回(全県域を対象とする)

ウ 場所

甲乙が協議のうえ、県内の適切な場所または Web 開催を決定する。

エ 時間

7時間

オ 参加者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、理学療法士等のリハビリ職、地域包括支援センター職員、市町担当者等(30名程度を想定)

カ その他

グループワークを取り入れ、実践的な研修とすること。また、令和8年度研修修了者を指導者として育成し、令和9年度以降に研修講師として活用できるような研修内容とすること。

(4) 書類の提出

ア 委託事業契約書 2部

イ 業務完了報告書【様式1】 1部

(事業終了後1ヶ月以内または令和9年3月26日(金)までのいずれか早い時期)

(事業の内容を変更するときは、甲が作成する協議書を基に協議し、乙が変更見積を提出したうえで変更契約を行う。)

6 個人情報の取り扱いについて

個人情報については別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」の内容を遵守すること。これに基づき受託者は、

・個人情報の責任体制等を記載した書面を甲に提出する。

- ・個人情報の受け渡し、廃棄・消去にあたっては書面による確認を行う。
- ・個人情報を管理するための台帳を整備する。
- ・個人情報の取扱いについて、甲からの点検を受ける。

また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項があるので留意すること。

## 7 暴力団等排除措置について

受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

なお、受託者が(2)又は(3)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 8 その他

- (1) 本契約について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でもその履行上当然必要な事項については、甲乙のそれぞれの責任者が協議の上、これを行うものとする。
- (2) 乙は、当該事業を実施する上で知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。
- (3) 甲は、本業務の実施にあたり、乙が必要とする資料や情報等の提供を支障のない範囲で協力するものとする。
- (4) 本業務に係る監査等が行われる際、乙は協力すること。
- (5) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6) 乙は、事業完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、甲の求めに応じて何時でも閲覧に供することができるよう保存すること。